平成２１年（フ）第６２号
高知県高岡郡四万十町壱斗俵87番地
債務者　山下　広幸
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第６５号
高知県須崎市野見68番地
債務者　濱　　貴子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第３８号
高知県室戸市浮津三番町136番地５
債務者　山西　淳司
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
福岡県直方市大字下境3978番地93
債務者　山下　　治
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第６３号
福岡県直方市大字下境3978番地93
債務者　山下美穂子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第２０６号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目１番25号
債務者　富永　　彩
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２２３号
宮崎県宮崎郡清武町大字船引317番地１　町営住宅中央団地201号室
債務者　黒岡　通昭
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２８３号
宮崎市出来島町150番地　コーポラスサンブリーズ203号
債務者　柳　　瑞穂（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３２号
宮崎県都城市太郎坊町1623番地１
債務者　福島　義人
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１４６号
沖縄県那覇市若狭３丁目36番３号　儀間方３階
債務者　金城利恵子（旧姓儀間）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１５８号
沖縄県那覇市小禄５丁目16番地２　ライオンズマンション小禄南301
債務者　山城　雅光
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１５９号
沖縄県那覇市小禄５丁目16番地２　ライオンズマンション小禄南301
債務者　山城　正子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１８４号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平７番地の３
債務者　玉木　嘉人
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１６号
沖縄県石垣市字平得２番地の１　グリーンスマイル２Ｇ
債務者　上地　健一
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第１８号
沖縄県石垣市字大川457番地の３
債務者　亀川　清子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第９３号
宮城県遠田郡涌谷町字追廻町66番地４
債務者　村上美砂子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
長野県千曲市大字上山田2084番地１　シティハイムよしいけ101、前住所長野県千曲市大字稲荷山1459番地29
債務者　長浦　俊美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１０３号
長野県千曲市大字上山田2084番地１　シティハイムよしいけ101、前住所長野県千曲市大字稲荷山1459番地29
債務者　長浦美恵子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
長野地方裁判所上田支部